

入 札 公 告

令和 8 年度メールシーラー納入（リース）の入札について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び那智勝浦町財務規則第 122 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 30 日

那智勝浦町長 堀 順一郎

1. 入札に付する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 入札件名 | 令和 8 年度メールシーラー納入（リース） |
| (2) 数 量 | 1 台 |
| (3) 仕様・内容 | 別添仕様書のとおり |
| (4) 納入期限 | 令和 9 年 1 月 29 日（金） |
| (5) 入札方式 | 条件付き一般競争入札 |
| (6) 予定価格 | 事後公表 |
| (7) 最低制限価格 | 設定しない |
| (8) 契約・支払条件 | 本町、落札者（売主）及びリース会社（貸主）の三者契約とし、
5 年間（60 回払）のリース契約に基づく分割払いとする。 |
| (9) 議会の議決 | 無 |
| (10) 契約書の作成 | 要 |

2. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県内もしくは三重県南牟婁郡に事業所を有し、かつ本入札に係る一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日までに那智勝浦町一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に「販売 事務用機器類」で登録されている者であること。
- (3) この公告の日から入札までの期間に、那智勝浦町において入札参加資格停止処分を受けていない者であること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条の規定に基づく破産手続き開始の申し立てをしていない者または申し立てをなされていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申し

てがなされている者でないこと。

- (6) 那智勝浦町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 16 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に該当しない者であること。

3. 入札参加手続等

- (1) 入札の参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書に添付書類を添えて提出し、入札参加資格の有無の確認を受けること。

- ① 提出書類 一般競争入札参加資格等確認申請書および添付書類
- ② 書類の交付場所 那智勝浦町ホームページから入手すること
- ③ 提出方法等

提出方法 持参または郵送

提出先 〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地 7 丁目 1 番地 1
那智勝浦町役場 総務課総務係
電話 0735-52-4811（直通）

受付日時 令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 10 月 9 日（金）まで
土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- ④ 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、令和 8 年 10 月 13 日（火）に通知する。

入札参加資格のない旨の通知を受けた者は、入札参加の再確認を求めることができる。説明を求める際は、令和 8 年 10 月 14 日（水）までに書面によって行い、令和 8 年 10 月 16 日（金）までに回答する。

- (2) 仕様等に対する質問及び回答

- ① 受付期間 令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 10 月 9 日（金）
- ② 受付方法 質問書（様式は任意）により、持参・郵送・電子メールいずれかの方法により提出すること。
- ③ 受付場所 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地 7 丁目 1 番地 1
那智勝浦町役場 総務課情報係
電話 0735-29-2008 FAX 0735-52-6543
電子メール densan1@town.nachikatsuura.lg.jp
- ④ 回答方法 令和 8 年 10 月 13 日（火）までに那智勝浦町ホームページに掲載する。

4. 入札保証金に関する事項

那智勝浦町財務規則第 126 条第 1 項第 2 号により、本入札における一般競争入札参加資格等確認申請時に示された取引実績（国または他の地方公共団体との類似の取引（メールシーラーの販売））の確認をもって入札保証金の全額を免除する。

なお、上記取引実績のない者にとっては、入札執行日までに入札予定金額の 100 分の 5 以上の入札保証金の納入が必要となるので、本町の指示に従い納入すること。

5. 入札等

(1) 入札書等の提出方法

① 提出書類

次のア及びイの書類を作成すること。なお、一度提出された入札書等の差替えまたは撤回は認めない。

ア 入札書

- ・入札書は指定様式とし、那智勝浦町ホームページから入手した上で、必要事項を記載し、押印すること。
- ・入札書に記載する金額は、仕様書記載機器等の総額を5年間（60回払）のリース契約した場合の1か月の月払賃借料（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除いた金額）を記入すること。
- ・入札書に記載する日付は入札書の作成日とする。
- ・本入札は郵便等による入札のため、入札書の代理人の欄は記載不要である。

イ 関係資料

- ・貴社が選定した製品・仕様を本町が確認できる資料を添付すること（様式は任意）

② 提出方法

入札書等の提出は以下のいずれかの方法によるものとする。

ア 郵送による提出

書留郵便によるものとし、入札用の封筒は、表封筒と中封筒の二重封筒とすること。表封筒の表面に「入札書在中」と記載し、中封筒には事業名を記載の上、入札書等を封入封かんした上で郵送すること。

イ 持参による提出

開庁時間（平日8:30～17:15）内に提出するものとし、提出を受けた後、受理票を交付する。なお、持参する場合は、「ア 郵送による提出」内の表封筒を省略することができる。

③ 提出先

〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1
那智勝浦町役場 総務課情報係

④ 入札書等の到達期限

令和8年10月22日（木）午後5時15分とする。なお、郵送による提出の場合は、消印が到達期限内であっても到達期限までに未着の場合は無効とする。

(2) 入札執行（開札）日時及び場所

日 時 令和8年10月23日（金）午前9時00分

場 所 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1
那智勝浦町役場 2階 第2会議室

(3) 開札立会人

入札執行担当以外の町職員2名を開札立会人とする。なお、入札参加者（代理人の場合は委任状（様式は任意）を持参すること。）で立会を希望する場合は、執行日時に参集すること。

(4) 入札の回数

入札の回数は1回とし、開札の結果、落札に至らない場合は入札を打ち切る。

6. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 指定された入札方法によらない入札
- (3) 到達期限までに到達しない入札書による入札
- (4) 入札者の記名押印を欠いた入札書による入札
- (5) 入札金額または入札者の氏名その他主要部分が認識しがたい入札
- (6) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (7) 金額を訂正した入札書による入札
- (8) 同一の入札について、入札者が2以上の入札した場合のそのいずれもの入札
- (9) 明らかに連合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反した入札

7. 落札者の決定および入札結果の通知

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税等の課税対象となる金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数切捨）をもって落札価格とする。
- (2) 落札とすべき価格の入札をした者が2以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。なお、くじについては入札執行担当以外の町職員が当該入札者の代わりに行う。
- (3) 落札者を決定したときは、当該落札者に対し電話及び文書にて通知する。また、落札者以外の入札参加者に対しては入札結果を郵送する。

8. 契約書の提出

- (1) 落札者は、契約書の案（町議会の議決を付すべきものについては仮契約書の案）に記名し、落札通知を受けた日から7日以内に、これを入札執行者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約書の案または仮契約書の案を提出しなかった場合は、その落札は効力を失う。

9. 契約保証金に関する事項

本入札における一般競争入札参加資格等確認申請時に示された取引実績（国又は他の地方公共団体との類似の取引（事務用機器類等の販売））の確認をもって契約保証金の全額を免除する。なお、上記取引実績のない者にあつては、契約時に契約金額の100分の10以上の契約保証金の納入が必要となるので、本町の指示に従い納入すること。

10. 本入札に係る照会先

(1) 入札参加資格の申請等に関すること

〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1

那智勝浦町役場 総務課総務係

電話 0735-52-4811 FAX0735-52-6543

(2) 本公告および仕様に関すること

〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1

那智勝浦町役場 総務課情報係

電話 0735-29-2008 FAX0735-52-6543

電子メール densan1@town.nachikatsuura.lg.jp